琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件　沖縄関係 軍用地問題（視察・報告・調査資料）(1)

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2019-02-07
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: -
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43648

独自及び独・関国境条約調査（訓令）

秘 無期限

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	3	2	5
付			
属			

発送日 処理日 昭和44年7月18日
発信 タイプ 校査

文書課長 公信案 (分類)

公信番号 米北1 第213号 公信日付 昭和44年7月17日

大臣
政務次官
事務次官
外務審議官
外務審議官
官房長

主管 アメリカ局長
参事官
北米オ一課長

起案 昭和44年7月14日
起案者 学川 電話番号 444

協議先
条約課長 法規課長 西欧オ一課長
ミコピー 7/21 すみ

受信者 在独 内田大使
発信者 愛知外務大臣
写送付先 ベルギー オランダ
(希望発送日) 月 日

件名
独・白及び独・蘭国境条約に関する調査について(訓令)
将来の沖縄返還交渉に備え、当方においては、

GA-2 17 45 外務省 回覧番号 154

本件条案起案 米北1主管 ご発信方打合せ済

米北1オ213号

昭和44年7月17日

在独大使殿

外務大臣

独・白及び独蘭国境条約に関する調査について(訓令)

将来の沖縄返還交渉に備え、当方に於いては目下、領土あるいは施政権の移転に伴う移譲国の国有及び公有財産の処理がどのようになされたかについての国際先例の内容を検討中である。1956年9月及び1960年

GA-4 外務省

4月にそれぞれ署名されたドイツ・オランダ及びドイツ・ベルギー間の国境条約(注)は、上記の観点から興味ある条項を含んでいるが、何分にも条約の背景、個々の規定の意味等を明らかにする資料がないため、果してこれらの条項がわが方にとって真に参考となりうるようなものか判断しかねる次第である。ついては前記両条約の下記の諸点につき調査の上、結果できる限り速かに回報ありたい。

(注) Treaty Between the Kingdom of Belgium and the Federal Republic of Germany Regarding Rectification of the Belgium-

German Frontier and the Settlement of Various Problems Concerning the Two Countries

General Treaty Between the Kingdom of the Netherlands and the Federal Republic of Germany for the Settlement of Frontier Questions and Other Problems Outstanding Between the Two Countries

記

1. 独・白国境条約

(1) 第1条(1)(a)に基づき、ベルギーが施政権("administration")を放棄するとしている地域の条約締結前における法的地位(同条(1)(b)及び(1)(c)に基づき、ドイツ及びベルギーがそれぞれ他方に割譲する地域との相違)。

(2) 第4条(1)では、国有地の所有権の移転のみを規定しているところ、土地以外の国有及び公有財産の処理はどのようになされたのか。

(3) 第4条(2)は、第1条(1)(2)の地域に対するベルギーの投資額の補償として、ドイツ政府による1.3百万マルクの支払を定めているが、その理由及び補償の対象となった投資の具体的内容。

(施政権の返還を受ける国が、施政国に対し、施政権の行使期間中に行なわれた投資額を補償するという国際先例は珍しいが、本件がこれに該当するものか。)

(4) 第10条に基づき行なわれるドイツ政府のベルギー国鉄に対する支払は、単に"previous years"におけるRaeren-Kalterherberg鉄道の維持費に対する"contribution"とされているが、その具体的性格。

2. 独蘭国境条約

(1) 第4~6条に基づき、"rights"が放棄される地域のそれぞれの条約締結前における法的地位並びに当該"rights"の内容。

(2) 第7条にいう"public property"の具体的範囲及び"vest"の意味。

(3) 国境条約最終議定書(Final Protocol to the Frontier Treaty)第3条の規定の意味(国境条約第7条の規定があるに以上、議定書第3条は一見不要のごとくにも思われるが、とくに国境条約第4条地域についてのみに関し、かかる規定を設けた理由)。

(4) 国境条約と同時に署名された財政条約(Financial Treaty)第1条に基づき行なわれる

ドイツ政府の支払は、第2条柱書の表現にかんみて、第2条1.～3.の各項に掲げられている相手側の請求をそのまゝ認めたものとは解されないと理解してよいか。また、第2条(b)及び(c)のためにドイツが支払を行なった理由いかん。

本信送付先　ベルギー、オランダ、

外務省